



2023年6月14日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 有働 敦
(コード番号 8129 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 広報 IR 本部長 河村 真
(電話 03-6838-2803)

ISS社の議決権行使助言に対する当社の見解について

当社第75回定時株主総会の議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件」に関し、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（以下、「ISS社」）が一部の候補者に対し反対を推奨する旨のレポートを発行したことを受け、本レポートに対する当社の見解を下記の通りご説明申し上げます。株主の皆様におかれましては本内容をご一読いただき、改めて当該議案へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. ISS社の反対推奨内容

- ISS社は、2023年3月に当社連結子会社の九州東邦株式会社（以下、「九州東邦」）が、独立行政法人国立病院機構本部（以下「NHO」）を発注者とする九州エリアに所在する病院が調達する医療用医薬品の入札に関し、独占禁止法違反により1億2,700万円の課徴金納付命令を受けたことを指摘しております。また、2022年3月には東邦ホールディングス株式会社が、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下、「JCHO」）の入札に関し、1億6,100万円の課徴金納付を命じられたとしています。ISS社の見解では、当社におけるコンプライアンスや適切なガバナンスの実践の欠如に起因し同様の事案が「再発」したとのことであり、社長としての候補者が最終的にその責任を負うべきとして、取締役候補者番号1の有働敦（当社代表取締役CEO）と、九州東邦の代表取締役社長であった取締役候補者番号4の松谷 竹生（当社取締役 兼 九州東邦取締役会長）に反対を推奨しております。
- ISS社では、政策保有株式の保有額が連結純資産額の20%以上の場合、経営トップの取締役選任に原則として反対を推奨する旨の定量基準を定めており、当社の政策保有株式の保有額が純資産に対して23.2%（2022年3月末現在）であることから、取締役候補者番号1の有働敦（当社代表取締役CEO）に反対を推奨しております。

2. 当社の見解

(1) 独占禁止法違反について

①独占禁止法違反の経緯

JCHOの事案について

2016年および2018年の医薬品の入札に関し独占禁止法違反があったとして、当社連結子会社の東邦薬品株式会社（以下、「東邦薬品」）が、2019年11月27日に公正取引委員会の立入検査を受け、2022年3月30日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および1億6,189万円の課徴金納付命令を受けております。

NHOの事案について

2016年から2019年の九州エリアの医薬品の入札に関し独占禁止法違反があったとして、九州東邦が、2021年11月9日に公正取引委員会の立入検査を受け、2023年3月24日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および1億2,759万円の課徴金納付命令を受けております。

なお、ISS社のレポートでは、2022年3月に東邦ホールディングスが課徴金支払を課されたと記されていますが、当事案の対象は連結子会社の東邦薬品であります。また、九州東邦の事案について談合が2016年から2020年に行われたものと記されていますが、実際には2016年から2019年に実施された医薬品入札が本処分の対象となります。

②当社グループにおける再発防止策について

当社グループでは、2019年11月27日に東邦薬品がJCHOの事案で公正取引委員会の立入検査を受け以降、検査に全面的に協力するとともに、2020年7月3日および2020年12月16日に对外発表しておりますとおり、グループ全体で再発防止策とコンプライアンスの徹底に努めております。

具体的な内容は以下のとおりです。

- ・東邦ホールディングスおよび東邦薬品の取締役の賞与と月額報酬の減額
- ・「グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会」の機能強化
 - ✓ グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長に代表取締役有働 敦が就任し、委員会を定期的に開催することによりその機能・実効性を強化
 - ✓ 当社グループの経営上のリスクに関する情報の収集や評価を行うとともに、重要リスクを特定し、そのリスクに対する回避措置、最小化措置について検討
- ・社内規程を見直し、コンプライアンスを一層推進するための新たな規程を制定
 - ✓ 当社グループのコンプライアンス体制を拡充するため、新たにコンプライアンス推進規程、贈賄および腐敗行為防止規程、反社会的勢力排除規程などを制定するとともに既存規程の見直しを実施
 - ✓ コンプライアンス推進規程において、コンプライアンス推進における責任者、推進担当部署、役職者の役割を明確化し、当社グループすべての役員および社員に対して再度、周知徹底
- ・コンプライアンス研修の充実等
 - ✓ 当社グループに所属するすべての従業員を対象に毎月コンプライアンス研修を実施
 - ✓ 営業に関わるすべての社員に対し「独占禁止法研修」を義務付け、独占禁止法および関連法規の法律知識習得を図る

JCHOおよびNHOの独占禁止法違反は、ともに2016年から2019年にわたる入札期間を対象にしております。また、2020年の再発防止策発表以降、当社グループにおいて独占禁止法違反事案は発生していません。有働 敦は、2019年6月に当社代表取締役に就任し、2020年7月からはグループ・コンプライアンス・リスク管理委員長としてコンプライアンス強化に率先垂範して取り組んでおります。

(2) 政策保有株式について

当社は、5月12日に对外発表した中期経営計画において、政策保有株式については保有企業先との十分な対話を経たうえで継続的に縮減することを表明しており、保有額を連結純資産額の20%未満にすることを当面の目標として、下記のとおり毎年売却を進めております。

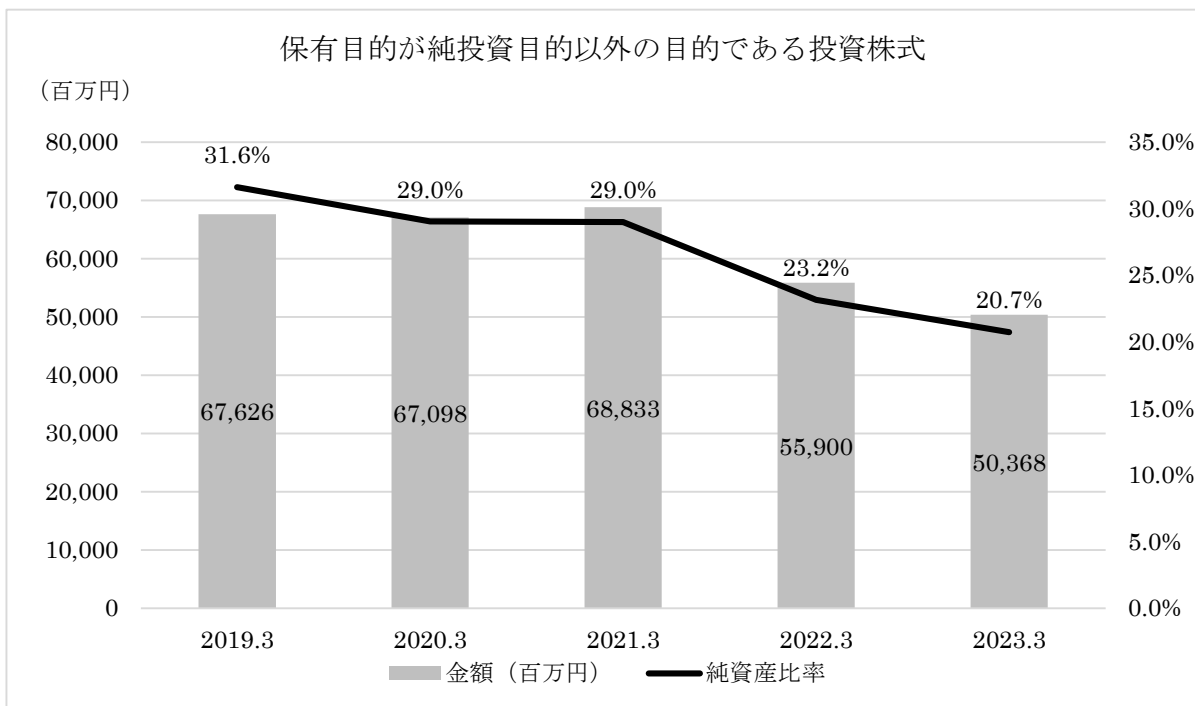
2019年度：52銘柄 売却価額 2,298百万円

2020年度：16銘柄 売却価額 7,391百万円

2021年度：15銘柄 売却価額 5,195百万円

2022年度：12銘柄 売却価額 5,808百万円

※上記には一部売却を含みます。



※上記金額には非上場株式を含みます。

※みなし保有株式に該当する株式を保有しておりません

株主の皆様におかれましては、上記の当社見解をご考慮の上、議決権行使判断のご検討を宜しくお願い申し上げます。

以 上